

審 査 結 果

電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号。以下「接続料規則」という。）及び電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

審査事項	審査結果	事由
1 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。（審査基準第 15 条（4））	適	特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。

※ 上記以外の審査事項については、該当事項なし。